

小型除雪機を貸出します

※お問い合わせ先
健康福祉課福祉G
☎662・2673

高齢者や障がい者など、自力で除排雪ができない世帯や生活道路等の除排雪作業を行うボランティア団体等に対し、町が保有する小型除雪機の貸出しを行います。

- 貸出先 町内会、消防団、ボランティア団体など
- 貸出機械及び歩板 小型除雪機（ハンドガイド式）11・8馬力級（アルミ）、歩板一式
- 貸出期間 1回の貸出しは原則2日以内（休日中の貸出しは休日前の夕方〜休日明けの朝まで）
- 費用 貸出料は無料です。燃料費、傷害保険料及び賠償保険料、除雪機の運搬経費は貸出しを受ける団体等の負担となります。
- 条件 ▼除雪機を操作する人は、傷害保険及び賠償保険に加入しなければなりません。（社会福祉協議会のボランティア保険への加入が可能な場合は加入手続きをお願いします。） ▼除雪機の操作経験者があることが望ましいこととします。
- 申請方法 貸出し希望日の平日2日前まで、申請書を健康福祉課に提出してください。

出してください。（申請書は健康福祉課にあります）
●注意事項 除雪機の貸出し及び返却は平日の午前8時30分から午後5時15分までの時間帯でお願いします。

雪下ろし等費用の一部を助成します

※お問い合わせ先
中山町社会福祉協議会 ☎662・4361
健康福祉課福祉G ☎662・2673
各地区の民生児童委員

- 中山町福祉協議会では次の要件に該当する方に雪下ろし等費用の一部を助成します。
- 対象 次の要件を全て満たす世帯
 - ①75歳以上の方のみの世帯（世帯分離により75歳以下の方や町民税所得割課税の方が同居している場合を除く）
 - ②町民税所得割非課税世帯
 - 助成内容 年度内に業者等に居宅の雪下ろし及び雪下ろしに伴う排雪作業を委託した場合に要した費用の2分の1の額（年度あたり1万円を限度）を助成
 - 申請方法 申請書に領収書（発行者の住所・氏名・日付の記載のあるもの）添付のうえ民生児童委員に提出してください。（民生児童委員

除排雪作業にご協力をお願いします

※お問い合わせ先 建設課建設整備G ☎662・2116

町では積雪時の安全で円滑な道路交通を確保するため、除雪作業を行っています。除雪作業に対する要望が毎年数多く寄せられますが、全てに対応することはできません。地域ぐるみの協力が必要となります。

除雪作業を円滑に実施するため、次のような点について皆様のご理解とご協力をお願いします。

- 1. 路上駐車はやめましょう**
路上駐車は、除雪の妨げとなるだけでなく緊急車両の通行の支障となりますので、絶対にしないでください。路上駐車されている道路は除雪を中断せざるを得ない場合もあります。地域でお互いに注意し、路上駐車をなくしましょう。 ※山形警察署の指導により、発見し次第、警察に通報することとなっています。
- 2. 車道や歩道への雪出しはやめましょう**
除雪された車道や歩道に、各家庭や事業所の雪を押し出している光景が見受けられます。道路がでこぼこになり交通事故や交通障害の原因となり危険です。屋根の雪、宅地内の雪は車道や歩道に出さないでください。
- 3. 間口の雪処理にご協力ください**
除雪車が道路を除雪した後、各家庭の間口に車道のかき分けられた雪が堆雪することがあります。限られた時間と除雪車で除雪作業となり、沿道の一軒一軒の出入り口の確保や、各家庭に合わせた作業はできません。ご自宅の間口の雪の処理については、町民の皆様のご協力をお願いします。個人の宅地内の排雪を行いたい場合は、指定の雪捨場へ搬出してください。
- 4. 屋根雪の道路への落雪は、交通障害を起こすだけでなく、人命に関わる場合がありますので、危険な場所については、落下防止策を講じたり、雪下ろしをしてください。**
- 5. 国道・県道・町道優先の原則から、生活道路等は若干遅くなる場合もあります。また、除雪車の入れない狭い道路については町では除雪出来ません。地域ぐるみで対応して下さるよう、ご協力をお願いします。**
- 6. 庭木の枝が積雪により道路にはみ出し、除雪作業の支障になる場合がありますので、はみ出すおそれのある枝は事前に伐採するか、縄等で固定するようにしてください。**
- 7. 側溝の蓋（グレーチング、鉄板蓋等）を開けて側溝に雪を捨てる場合は、作業後に蓋をしっかり閉めてください。中途半端に閉めると除雪作業の支障になるばかりではなく非常に危険です。**
- 8. 各地区に設定してある除雪路線ごとの雪押し場（空き地、農地等）の借地は、地元で所有者の方へ連絡などの対応等をお願いします。**
- 9. 除雪作業車に誤って工作物等を破損された場合は、直ちに町へ連絡していただきますようお願いいたします。**

※雪捨場を下記の場所（予定）に積雪状況に合わせて開設します。下記事項に留意のうえ、利用をお願いします。



- ◆家庭から出る雪以外の土砂・ごみ等は、絶対に捨てないでください。
- ◆雪捨場の入り口付近に雪を捨てられると、後から来た車が入りませんので、奥から捨てるようにしてください。
- ◆雪捨場に運べる雪は町内の雪に限ります。

スリップに注意!!

スリップの原因の多くは「急ブレーキ」「急ハンドル」「急加速」「急発進」など、「急」のつく運転操作や、スピードの出し過ぎです。冬期間はスピードを控えるとともに「急」のつく運転操作をせず、路面状態を確認しながら運転しましょう。

- ★日かげになっている場所
- ★トンネルの出入り口
- ★ゆるい下り坂、ゆるいカーブ
- ★冷え込んだ朝の橋
- ★片側に傾いている道路
- ★交差点の中や手前
- ★黒っぽく見える路面（ブラックアイスバーン）



●申請締切り 2月28日（金）
が担当地区を取りまとめ、中山町社会福祉協議会へ提出します。

消費生活の窓口から

『歩行型ロータリ除雪機』の使用にご注意ください!!

歩行型ロータリ除雪機は「雪を掻き崩し集める装置（オーガ）」などが露出しており、誤った使用や不注意によるケガや死亡事故が多発しています。

事故を防ぐために…

- 除雪機の使用時は周りに人がいないか十分確認する。人が近づいた場合には、直ちに停止できる状態で使用する。
- 安全装置が正しく作動しない操作は絶対にしない。
- 雪を取り除く作業をする時は、必ずエンジンを停止させ「オーガ」や「ブロー」が完全に停まった状態を確認してから雪かき棒を使って取り除く。
- 足もとや周囲の障害物に注意して、無理のない速度で使用しましょう。

